

宮津市公報

平成23年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 18 宮津市総合計画審議会設置条例を廃止する条例 1
19 宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例 1
20 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 2

告 示

- 111 地縁による団体の認可 3
112 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱 3
1 定期の予防接種の実施 4
2 宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 4

公 告

- 28 公示送達 5
29 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 5
30 条件付一般競争入札の実施（全国瞬時警報システム（J-ALERT）設置工事の請負契約） .. 5
31 市有土地・建物売払の一般競争入札 7
32 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 10

教 育 委 員 会

《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集 12

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 77 有権者総数の50分の1の数 13
78 有権者総数の3分の1の数 13
79 有権者総数の6分の1の数 13

農 業 委 員 会

《告 示》

- 12 宮津市農業委員会総会の招集 13

条 例

宮津市総合計画審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第18号

宮津市総合計画審議会設置条例を廃止する条例

宮津市総合計画審議会設置条例（昭和42年条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第19号

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項の表を次のように改める。

用途区分	基本料金（月額）		超過料金	
一般用	5立方メートルまで	1,048円	5立方メートルを超える 1立方メートルにつき	16円
			10立方メートルを超える 1立方メートルにつき	141円
			20立方メートルを超える 1立方メートルにつき	170円
			50立方メートルを超える 1立方メートルにつき	192円
			100立方メートルを超える 1立方メートルにつき	211円
			200立方メートルを超える 1立方メートルにつき	205円
浴場用	200立方メートルまで	10,800円	200立方メートルを超える 1立方メートルにつき	60円
船舶用	1立方メートルにつき 343円			
備考				
1 「一般用」とは、次の2及び3に属しないものにおいて使用するものをいう。				
2 「浴場用」とは、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）に規定する一般公衆浴場を使用するものをいう。				
3 「船舶用」とは、各種船舶に給水するものをいう。				

第27条第3項第1号中「10立方メートル」を「5立方メートル」に、「930円」を「1,048円」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

第32条中「又は集金」を「による払込み又は口座振替」に改める。

第33条第1項中「工事検査を受けようとする者」の次に「、第16条の規定による申込み若しくは第

21条第1項第1号の規定による届出をしようとする者」を加え、同項の表4の項の次に次のように加える。

5 開栓又は閉栓手数料	500円
-------------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第32条の改正規定は公布の日から、第33条の改正規定は規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第27条の規定は、前項本文の規則で定める日の属する月の翌々月分として徴収すべき使用料金から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条の規定は、附則第1項ただし書の規則で定める日以後において宮津市水道事業給水条例第16条の規定による申込み又は第21条第1項第1号の規定による届出があったものに係る開栓又は閉栓手数料について適用し、同日前にこれらの申込み又は届出があったものに係る開栓又は閉栓手数料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第20号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中ごみ類の部燃やさないごみ用袋の款プラスチック・ビニール類の項を次のように改める。

プラスチック・ ビニール類	15リットル相当 の容量のもの	1袋につき15円
	30リットル相当 の容量のもの	1袋につき30円
	45リットル相当 の容量のもの	1袋につき45円

別表第1中し尿の部を次のように改める。

し尿	1回につき18リットルまでごとに203円
----	----------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1ごみ類の部燃やさないごみ用袋の款プラスチック・ビニール類の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1し尿の部の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料(し尿に限る。)について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料(し尿に限る。)については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成22年12月8日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 中村自治会
- 2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

- 3 区 域

宮津市字中村小字生出175番地から字中村279番地の3まで及び字中村小字浜282番地の1から282番地の4まで並びに字中村小字石バシ32番地の1、32番地の2、34番地の1、34番地の2及び35番地並びに字中村小字イケシリ39番地及び40番地並びに字脇小字川向16番地の5の区域

- 4 主たる事務所の所在地 宮津市字中村189番地
- 5 代表者の氏名及び住所

氏名 和田野 喜一
住所 (以下揭示済)

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
- 9 認可年月日 平成22年12月8日

* * *

宮津市告示第112号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年12月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱（平成19年告示第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「86,730円」を「87,580円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に妊婦健康診査を受けた者で、同日以後に再び妊婦健康診査を受けるものに係る第3条に規定する助成金の限度額は、87,580円とする。

* * *

宮津市告示第1号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成23年1月4日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
接種日において9歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1回または2回（以前の接種回数による）
- 5 自己負担金 なし
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
今出 陽一朗	今出クリニック	岩破 淳郎	いわさく診療所
中川 長雄	中川医院	岩破 康二	岩破医院
中川 嘉洋	中川内科小児科クリニック	大森 斎	大森内科診療所
石井 靖隆	日置診療所	木村 進	木村内科クリニック
	府中診療所	須川 典亮	須川医院
浪江 和生	浪江医院	鳥居 剛	鳥居クリニック
今井 敏雄		日置 潤也	日置医院
堀川 義治	宮津市由良診療所	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
宮地 高弘	宮地外科医院	森 幸三	伊根診療所
宮地 道弘			
山根 行雄	山根医院		

- 7 予防接種を行う期間 平成23年1月4日から平成23年3月31日まで

* * *

宮津市告示第2号

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年1月4日

宮津市長 井上正嗣

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成22年度における補助金の額の特例）

- 2 平成22年度の補助金（平成23年1月4日以後の補助金の交付の申請に係るものに限る。）の額についての第6条第1項第1号の規定の適用については、同号中「得た額」とあるのは、「得た額に、当該補助対象経費のうち耐震改修に係る経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が30万円を超える場合は、30万円）を加えた額」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第28号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成22年12月8日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第29号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成22年12月13日から2週間、宮津市上下水道室(本館南棟2階)において縦覧に供します。

平成22年12月13日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成22年12月28日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
宮津市字小松の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字小松の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり(省略)

* * *

宮津市公告第30号

条件付一般競争入札の実施について

全国瞬時警報システム(J-ALERT)設置工事(宮消(繰)第1号)の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 全国瞬時警報システム(J-ALERT)設置工事
 - (2) 工事番号 宮消(繰)第1号
 - (3) 工事場所 宮津市字魚屋地内
 - (4) 工事概要 全国瞬時警報システム(J-ALERT)設置一式
 - ・J-ALERT小型受信機設置工事一式
 - ・防災行政無線システム自動起動工事一式
 - ・附属施設設置工事一式
 - (5) 工事期間 契約日の翌日から平成23年3月18日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当室 宮津市総務室(消防防災係)
宮津与謝消防署宮津分署2階
郵便番号 626-0015

所在地 京都府宮津市字魚屋913
電話番号 0772-22-2121 (内線583)
FAX番号 0772-25-2119
E-mail bousai@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 電気通信工事業に係る許可
- (2) 許可業種 電気通信工事
- (3) 総合評定値 電気通信工事の総合点が800点以上
- (4) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者
- (5) 施工実績 平成10年以降に、地方自治体発注の防災行政無線設備工事の元請として実績のあること。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「電気通信工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成22年12月17日（金）午前9時から
平成22年12月24日（金）午後5時まで
（ただし、期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成22年12月17日（金）午前9時から
平成22年12月24日（金）午後5時まで
閲覧場所 2に示す担当室に同じ
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成22年12月17日（金）午前9時から

平成22年12月24日（金）午後5時まで

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成22年12月28日（火）まで

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成23年1月5日（水）

*) 申請書、入札等に関する質問は随時口頭により回答する。

(6) 入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

(7) 入札日時及び場所

平成23年1月12日（水）午後1時15分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、請負代金の額が300万円未満の場合は、これによらないことができる。

9 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。

(2) 部分払

請負代金額が300万円以上の場合に適用し、部分払いは3回までとする。

10 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

*) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第31号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成22年12月20日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19㎡	19,205,000円
2	馬場先 -	宮津市字宮村小字馬場先1300番 1	宅地	276.58㎡	13,784,000円
7	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番 3	宅地	162.79㎡	10,060,000円
8	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番 6	宅地	130.56㎡	8,577,000円
12	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番 3 他 2筆	宅地	194.95㎡	5,489,000円
			建物	延べ床(33.84㎡)	
13	東波路	宮津市字波路小字ランバ102番46	宅地	196.44㎡	6,914,000円
15	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番 3	宅地	133.86㎡	3,940,000円
			建物	延べ床(85.18㎡)	
16	須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	9,239,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号12及び15の建物（15は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 物件番号1、2、7、8、12、13及び15は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。物件番号16は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

(1) 受付期間

持参の場合：平成22年12月21日（火）から平成23年1月25日（火）までの毎日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）。ただし、1月25日（火）は、午前10時まで

郵送の場合：平成22年12月21日（火）から平成23年1月21日（金）まで

(2) 受付場所 宮津市財務室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市財務室管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地案内

平成22年12月21日（火）から平成23年1月21日（金）までの間（午前9時から午後5時まで）物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市財務室管財契約係 電話0772-22-2121 内線230

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年1月25日（火） 午前10時30分開始 物件番号順に行う。

受付を午前9時から午前10時までにすること。

(2) 場 所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室

なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
- (3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7に該当しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を預けていない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 平成22年度第2回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事しない者

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。
- (2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること（売買代金の一部に充当することができる。）
- (5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則及び平成

- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議の申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・異議申出の年月日

宮津農業振興地域整備計画変更理由書

- 1 農業振興地域整備計画の変更
経済事情の変化その他情勢の推移
- 2 農用地利用計画の変更
農用地区域への編入

編入の理由	集団的に存在する農用地に該当
-------	----------------

土地の所在	地番	面積	編入後の用途区分	根拠法令
宮津市字日ヶ谷小字屋敷ケナル	782	304.00㎡	農地	法第10条第3項
宮津市字日ヶ谷小字屋敷ケナル	783	1,424.00㎡	農地	法第10条第3項
宮津市字日ヶ谷小字屋敷ケナル	784	558.00㎡	農地	法第10条第3項

農用地区域からの除外

除外の理由	農用地等以外の用途に供することを目的とし、要件を全て満たしている農用地区域に含まれない土地に該当（公益性の高い施設）
-------	--

土地の所在	地番	面積	除外後の用途区分	根拠法令
宮津市字波路小字新町	2437の一部	773.00㎡	公用公共用施設用地	法第13条第2項
宮津市字波路小字新町	2438	1,236.00㎡	公用公共用施設用地	法第13条第2項
宮津市字波路小字新町	2439	1,293.00㎡	公用公共用施設用地	法第13条第2項
宮津市字波路小字新町	2440	1,288.00㎡	公用公共用施設用地	法第13条第2項
宮津市字小田小字堀	266-1	178.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字小田小字堀	269	390.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字小田小字堀	270	360.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字宮ノ前	681-1	69.00㎡のうち 56.11㎡	公用公共用施設用地	法第10条第4項

宮津市字喜多小字香野	1611	237.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1625	70.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1626	85.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1628-乙	39.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1628	284.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1629	36.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1653	217.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字井根子	1650	72.00㎡	保安林用地	法第13条第2項
宮津市字喜多小字堅田	2261-1	165.00㎡	駐車場用地	法第13条第2項
宮津市字今福小字堂間	525-1	319.00㎡のうち 1.44㎡	公用公共用 施設用地	法第10条第4項
宮津市字中津小字八ヶノ下	22-1	407.00㎡のうち 21.00㎡	公用公共用 施設用地	法第10条第4項
宮津市字国分小字長田	122	330.00㎡	店舗等事業 用地	法第13条第2項
宮津市字国分小字長田	124	604.00㎡	店舗等事業 用地	法第13条第2項
宮津市字国分小字長田	125-5	169.00㎡	店舗等事業 用地	法第13条第2項
宮津市字岩ヶ鼻小字宮ノ谷	1095-1	281.00㎡のうち 30.00㎡	公用公共用 施設用地	法第10条第4項

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第18号

平成22年第17回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月10日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成22年12月17日（金）午後1時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第77号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

350人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第78号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

5,817人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第79号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

2,909人

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年12月2日

宮津市農業委員会
会長 森川 耕一郎

1 日 時 平成22年12月8日（水）午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第25号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第26号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第27号 非農地証明について

議第28号 宮津農業振興整備計画の一部変更に係る意見について